

関係者各位

公益社団法人電気化学会  
溶融塩委員会

## 溶融塩委員会への各種支払に対する消費税の扱いおよび請求書・領収書発行について

平素より溶融塩委員会の活動・運営にご協力賜り誠にありがとうございます。

さて、溶融塩委員会では委員会委員対象の行事以外に討論会・講習会等各種事業が計画されており、必要に応じて、参加登録費・各種発行物のご購入をお願いしております。これらの支払手続において、多くの質問が事務局に寄せられておりますが、代表的な回答について以下に掲載いたしますので、お問い合わせの前にご確認いただければ幸いです。

## 1. 各種支払等の消費税の扱いについて

消費税の扱いは原則として以下の通りです。

## ・ 年会費・入会金

本委員会では遊休財産の抑制と年度開始時の活動費の確保を両立させるため、年会費を当該年度の前年の11月から12月末日を期限として請求しております。いずれも下記参考 URL に示されているように本会の業務運営に必要な通常会費となり、不課税となります。

参考：<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6467.htm>

なお、年会費については対価性のない請求になりますので、請求時には見積書、納品書の発行はなく、請求書のみ発行としております。また、2 にありますように振込によるお支払いの場合は金融機関が発行する振込証書を持って領収書の発行に変えさせていただきます。

## ・ 溶融塩化学講習会

講習会は講義や講演の役務の提供の一種であり、いずれの参加者についても課税対象となるため、参加者全員の方に消費税込の参加登録費をお願いしております。

## ・ 溶融塩化学討論会

参加者全員の方に消費税込の参加登録費をお願いしております。

学術交流を目的とする学術講演大会は一定の要件を満たす場合は不課税となっており、電気化学会の大会に対する会員の参加については不課税、会員外の参加者は非課税となっております。

一方、本討論会については参加区分を電気化学会員に加え溶融塩委員会委員を会員扱いとしております。本委員会は電気化学会員の構成比率が60-70%程度であり、電気化学会員外の参加も会員扱いとして参加登録費を定めていることから、必ずしも電気化学会員のみの学術交流とは言えない面があることから、一律課税対象としています。御了承下さい。

## 2. 請求書・領収書の発行業務について

## ・ 請求書

本委員会の年会費・事業に関する各種請求書類は一部の例外を除き、電子メールにより連絡可能な送付先には電子ファイル(PDF形式)にて発行いたします。書類発行業務を外部機関に委託するケースもあり、公印管理上、押印は電子印影(国際行事の場合は発行者のサイン画像)とさせていただきます。紙媒体をご用命いただいた場合でも送付予定の印影またはサイン付きPDFファイルをカラープリントアウトした用紙をそのまま郵送させていただきます。

## ・ 領収書

本委員会では事務局の業務および経費軽減のため、年会費・入会金・各種事業の参加登録費に関する支払は一律、委員会の指定口座への銀行振込により行っていただいております。定例委員会の懇親会費・討論会等の当日参加を除き、現金取扱を行っておりませんので、振込による支払にご協力下さい。なお、支払において振込手数料が必要な場合はご負担いただきますよう、お願い申し上げます。

振込による支払の場合、別途領収書の発行を依頼されるケースがございますが、基本的には、銀行等金融機関から発行される振込証書・支払票は公的にも領収書に変わる支払証書として有効ですので、それら支払証書の受領をもって領収書に変えさせていただきます。委員会からの領収書の発行は一切行っておりませんので御了承下さい。また、複数の方の一括の支払に関しては、ご本人もしくは所属先機関において、請求書と振込証書の照合により支払確認を行っていただきます。万一、勤務先の要請により領収書の発行が必要な場合は、委員ご本人ではなく、事務手続きを行っていただける経理・会計担当者から直接事務局まで問い合わせいただくようお願いしております。これまでの実績から、学会から発行している領収書が別途必要とされることはないことを確認しておりますので、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

以上